

平成30年3月22日

〒104-0033

東京都中央区新川1-2-8 第5山京ビル8階

むくの木綜合法律事務所

一般社団法人日本ワーキング・ホリデー協会 代理人

弁護士 横井康真 殿

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海  
理事長 杉浦市郎  
(連絡先) 〒464-0075 名古屋市千種区内山3-28-2  
KS千種ビル6階F  
事務局長 野澤厚美  
(TEL : 052-734-8107・FAX : 052-734-8108)

## 申入れ終了のご連絡

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成30年2月22日付で、留学プログラム基本約款をお送りいただき、誠にありがとうございました。

新約款を確認いたしましたところ、当団体からの問い合わせ・申入れの趣旨に沿った改訂がなされていることを確認いたしました。

つきましては、当団体としての貴法人に対する申入れは、これを以て一旦終了することといたします。

もっとも、当団体としましては、今後も、貴法人の実際の運用が適正なものとなっているかについて引き続き関心を持って取り組んでいく所存であり、必要に応じて改めて是正等の申入れをさせていただくこともあろうかと存じますので、その旨申し添えます。

最後になりますが、貴法人の真摯なご対応に御礼申し上げるとともに、貴法人の益々のご発展を祈念申し上げます。

敬具